

資料3-14 令和3年度 水浴場の水質調査結果

名称	市町	シーズン前					シーズン中				
		ふん便性 大腸菌群数 (個/100mL)	COD (mg/L)	透明度 (m)	油膜	水質 判定	ふん便性 大腸菌群数 (個/100mL)	COD (mg/L)	透明度 (m)	油膜	水質 判定
寒川豊岡海浜公園ふれあいビーチ	四国中央市	<2	2.1	>1	なし	水質B	<2	2.7	>1	なし	水質B
マリナーパーク新居浜	新居浜市	<2	2.0	>1	なし	水質AA	2	3.1	>1	なし	水質B
国民休暇村瀬戸内東予	今治市	6	2.4	>1	なし	水質B	<2	3.6	>1	なし	水質B
志島	今治市	<2	1.7	>1	なし	水質AA	2	2.1	>1	なし	水質B
唐子浜	今治市	130	2.0	>1	なし	水質B	<2	1.9	>1	なし	水質AA
大角海浜公園	今治市	<2	1.4	>1	なし	水質AA	<2	1.7	>1	なし	水質AA
伯方ビーチ	今治市	<2	1.5	>1	なし	水質AA	<2	1.8	>1	なし	水質AA
沖浦ビーチ	今治市	<2	1.6	>1	なし	水質AA	<2	2.4	>1	なし	水質B
台	今治市	<2	1.5	>1	なし	水質AA	2	1.9	>1	なし	水質A
多々羅キャンプ場	今治市	<2	1.3	>1	なし	水質AA	14	1.8	>1	なし	水質A
松原	上島町	<2	1.9	>1	なし	水質AA	—	—	—	—	—
御三戸(河川)	久万高原町	<2	1.5	>1	なし	水質AA	2	2.0	>1	なし	水質A
五色姫海浜公園	伊予市	<2	1.3	>1	なし	水質AA	<2	1.5	>1	なし	水質AA
ふたみシーサイド公園	伊予市	<2	1.2	>1	なし	水質AA	<2	1.1	>1	なし	水質AA
長浜	大洲市	<2	1.3	>1	なし	水質AA	<2	1.3	>1	なし	水質AA
大早津	西予市	<2	1.3	>1	なし	水質AA	<2	1.3	>1	なし	水質AA
須ノ川	愛南町	<2	1.3	>1	なし	水質AA	<2	1.5	>1	なし	水質AA
鹿島	愛南町	<2	1.2	>1	なし	水質AA	<2	1.4	>1	なし	水質AA
堀江	松山市	76	1.0	>1	なし	水質A	12	1.3	>1	なし	水質A
鷺ヶ巣	松山市	<2	1.1	>1	なし	水質AA	<2	1.2	>1	なし	水質AA
相子の浜	松山市	<2	1.0	>1	なし	水質AA	<2	1.3	>1	なし	水質AA
鹿島	松山市	<2	1.0	>1	なし	水質AA	<2	1.1	>1	なし	水質AA
立岩海岸	松山市	<2	1.0	>1	なし	水質AA	<2	1.0	>1	なし	水質AA
長浜海岸	松山市	<2	1.1	>1	なし	水質AA	<2	1.1	>1	なし	水質AA
姫ヶ浜	松山市	<2	1.0	>1	なし	水質AA	<2	1.3	>1	なし	水質AA

1 判定については、下記の表に基づいて以下のとおりとする。

- (1) ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、COD又は透明度のいずれかの項目が「不適」であるものを、「不適」な水浴場とする。
- (2) 「不適」でない水浴場について、ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、COD及び透明度によって、「水質AA」「水質A」「水質B」あるいは「水質C」を判定し、「水質AA」及び「水質A」であるものを「適」、「水質B」及び「水質C」であるものを「可」とする。

各項目の全てが「水質AA」である水浴場を「水質AA」、「水質A」以上である水浴場を「水質A」、「水質B」以上である水浴場を「水質B」とし、それ以外のものを「水質C」とする。

水浴場の水質判定基準

		ふん便性大腸菌群数	油膜の有無	COD	透明度
適	水質AA	不検出 (検出限界 2個/100mL)	油膜が認められない	2mg/L以下 (湖沼は3mg/L以下)	全透 (1m以上)
	水質A	100個/100mL以下	油膜が認められない	2mg/L以下 (湖沼は3mg/L以下)	全透 (1m以上)
可	水質B	400個/100mL以下	常時は油膜が認められない	5mg/L以下	1m未満～50cm以上
	水質C	1,000個/100mL以下	常時は油膜が認められない	8mg/L以下	1m未満～50cm以上
不適		1,000個/100mLを超えるもの	常時油膜が認められる	8mg/Lを超えるもの	50cm未満※

(注) 判定は、同一水浴場に関して得た測定値の平均による。

「不検出」とは、平均値が検出下限未満のことをいう。

透明度(※の部分)に関しては、砂の巻き上げによる原因は評価の対象外とすることができる。

2 「改善対策を要するもの」については以下の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとする。

- (1) 「水質C」と判定されたもののうち、ふん便性大腸菌群数が、400個/100mLを超える測定値が1以上あるもの。
- (2) 油膜が認められたもの。

3 シーズン中は、新型コロナウイルスの影響により非開設であった「松原海水浴場(上島町)」を調査対象外とし、24箇所調査した。

資料 3-15 令和3年度地下水の水質調査結果

ア 継続監視調査（定期モニタリング調査）

調査地域	調査項目数	調査地点数	環境基準超過地点数	環境基準超過項目 [測定値(mg/L)]
四国中央市	2	4	0	
新居浜市	1	3	0	
西条市	1	1	0	
今治市	3	19	3	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 [11~20]
上島町	2	5	1	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 [21]
東温市	18	3	0	
松山市	49	12	4	テトラクロエチレン [0.024]、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 [11~21]
松前町	1	1	1	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 [14]
砥部町	1	1	1	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 [18]
伊予市	2	5	0	
久万高原町	1	1	0	
内子町	1	1	0	
大洲市	49	2	0	
伊方町	1	2	1	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 [13]
八幡浜市	1	1	1	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 [11]
宇和島市	1	2	1	砒素 [0.012]
鬼北町	1	1	0	
愛南町	0	0	0	
合計	—	64	13	

イ 概況調査

調査地域	調査項目数	調査地点数	環境基準超過地点数	環境基準超過項目 [測定値(mg/L)]
四国中央市	7	1	0	
新居浜市	7	1	0	
西条市	7	2	0	
今治市	7	1	0	
東温市	7	1	0	
松山市	53	9	1	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 [21]
砥部町	7	1	0	
大洲市	7	1	0	
宇和島市	7	1	0	
松野町	7	1	0	
合計	—	19	1	

ウ 継続監視調査終了に係る汚染井戸周辺地区調査

調査地域	調査項目	調査地点数	環境基準超過地点数	環境基準を超過した測定値(mg/L)
新居浜市	テトラクロロエチレン	3	0	
今治市	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	5	0	

※1 調査地点数は継続監視調査対象井戸各1地点を含む。

※2 新居浜市における調査項目のテトラクロロエチレンについては、分解生成物であるクロロエチレン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、トリクロロエチレンについても調査を実施し、環境基準に適合していることを確認した。

資料3-16 水質汚濁防止法特定施設一覧表

番号	業種	施設の種類
1	鉱業又は水洗炭業	(イ)選鉱施設、(ロ)選炭施設、(ハ)坑水中和沈でん施設、(ニ)掘削用の泥水分離施設
1の2	畜産農業又はサービス業	(イ)豚房施設(総面積50m ² 未満を除く)、(ロ)牛房施設(総面積200m ² 未満を除く)、(ハ)馬房施設(総面積500m ² 未満を除く)
2	畜産食料品製造業	(イ)原料処理施設、(ロ)洗浄施設(洗びん施設を含む。)、(ハ)湯煮施設
3	水産食料品製造業	(イ)水産動物原料処理施設、(ロ)洗浄施設、(ハ)脱水施設、(ニ)ろ過施設、(ホ)湯煮施設
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業	(イ)原料処理施設、(ロ)洗浄施設、(ハ)圧搾施設、(ニ)湯煮施設
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業	(イ)原料処理施設、(ロ)洗浄施設、(ハ)湯煮施設、(ニ)濃縮施設、(ホ)精製施設、(ハ)ろ過施設
6	小麦粉製造業	洗浄施設
7	砂糖製造業	(イ)原料処理施設、(ロ)洗浄施設(流送施設を含む。)、(ハ)ろ過施設、(ニ)分離施設、(ホ)精製施設
8	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業	粗製あんの沈でんそう
9	米菓製造業又はこうじ製造業	洗米機
10	飲料製造業	(イ)原料処理施設、(ロ)洗浄施設(洗びん施設を含む。)、(ハ)搾汁施設、(ニ)ろ過施設、(ホ)湯煮施設、(ヘ)蒸留施設
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業	(イ)原料処理施設、(ロ)洗浄施設、(ハ)圧搾施設、(ニ)真空濃縮施設、(ホ)水洗式脱臭施設
12	動植物油脂製造業	(イ)原料処理施設、(ロ)洗浄施設、(ハ)圧搾施設、(ニ)分離施設
13	イースト製造業	(イ)原料処理施設、(ロ)洗浄施設、(ハ)分離施設
14	でん粉又は化工でん粉の製造業	(イ)原料浸せき施設、(ロ)洗浄施設(流送施設を含む。)、(ハ)分離施設、(ニ)洗だめ及びこれに類する施設
15	ぶどう糖又は水あめの製造業	(イ)原料処理施設、(ロ)ろ過施設、(ハ)精製施設
16	麺類製造業	湯煮施設
17	豆腐又は煮豆の製造業	湯煮施設
18	インスタントコーヒー製造業	抽出施設
18の2	冷凍調理食品製造業	(イ)原料処理施設、(ロ)湯煮施設、(ハ)洗浄施設
18の3	たばこ製造業	(イ)水洗式脱臭施設、(ロ)洗浄施設
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業	(イ)まゆ湯煮施設、(ロ)副蚕処理施設、(ハ)原料浸せき施設、(ニ)精錬機及び精錬そう、(ホ)シルケット機、(ハ)漂白機及び漂白そう、(ト)染色施設、(フ)薬液浸透施設、(リ)のり抜き施設
20	洗毛業	(イ)洗毛施設、(ロ)洗化炭施設
21	化学繊維製造業	(イ)湿式紡糸施設、(ロ)リンター又は未精錬繊維の薬液処理施設、(ハ)原料回収施設
21の2	一般製材業又は木材チップ製造業	湿式バーカー
21の3	合板製造業	接着機洗浄施設
21の4	パーティクルボード製造業	(イ)湿式バーカー、(ロ)接着機洗浄施設
22	木材薬品処理業	(イ)湿式バーカー、(ロ)薬液浸透施設
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業	(イ)原料浸せき施設、(ロ)湿式バーカー、(ハ)碎木機、(ニ)蒸解施設、(ホ)蒸解廃液濃縮施設、(ハ)チップ洗浄施設及びパルプ洗浄施設、(ト)漂白施設、(フ)抄紙施設(抄造施設を含む。)、(リ)セロハン製膜施設、(ヌ)湿式繊維板成型施設、(ル)廃ガス洗浄施設
23の2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業	(イ)自動式フィルム現像洗浄施設、(ロ)自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設
24	化学肥料製造業	(イ)ろ過施設、(ロ)分離施設、(ハ)水洗式破碎施設、(ニ)廃ガス洗浄施設、(ホ)湿式集じん施設

25	(欠番)	
26	無機顔料製造業	(イ)洗浄施設、(ロ)ろ過施設、(ハ)カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機、(ニ)群青製造施設のうち、水洗式分別施設、(ホ)廃ガス洗浄施設
27	前号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業	(イ)ろ過施設、(ロ)遠心分離機、(ハ)硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設、(ニ)活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設、(ホ)無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設、(ヘ)青酸製造施設のうち、反応施設、(ト)よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設、(フ)海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設、(リ)バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設、(ス)廃ガス洗浄施設、(ル)湿式集じん施設
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業	(イ)湿式アセチレンガス発生施設、(ロ)酢酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸留施設、(ハ)ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸留施設、(ニ)アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸留施設、(ホ)塩化ビニルモノマー洗浄施設、(ヘ)クロロプレンモノマー洗浄施設
29	コールタール製品製造業	(イ)ベンゼン類硫酸洗浄施設、(ロ)静置分離器、(ハ)タール酸ソーダ硫酸分離施設
30	発酵工業（第5号、第10号及び第13号に掲げる事業を除く。）	(イ)原料処理施設、(ロ)蒸留施設、(ハ)遠心分離機、(ニ)ろ過施設
31	メタン誘導品製造業	(イ)メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸留施設、(ロ)ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設、(ハ)フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設
32	有機顔料又は合成染料の製造業	(イ)ろ過施設、(ロ)顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設、(ハ)遠心分離機、(ニ)廃ガス洗浄施設
33	合成樹脂製造業	(イ)縮合反応施設、(ロ)水洗施設、(ハ)遠心分離機、(ニ)静置分離機、(ホ)弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸留施設、(ヘ)ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸留施設、(ト)中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設、(フ)ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設、(リ)廃ガス洗浄施設、(ス)湿式集じん施設
34	合成ゴム製造業	(イ)ろ過施設、(ロ)脱水施設、(ハ)水洗施設、(ニ)ラテックス濃縮施設、(ホ)スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器
35	有機ゴム薬品製造業	(イ)蒸留施設、(ロ)分離施設、(ハ)廃ガス洗浄施設
36	合成洗剤製造業	(イ)廃酸分離施設、(ロ)廃ガス洗浄施設、(ハ)湿式集じん施設
37	前6号に掲げる事業以外の石油化学工業（石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、第51号に掲げる事業を除く。）	(イ)洗浄施設、(ロ)分離施設、(ハ)ろ過施設、(ニ)アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸留施設、(ホ)アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸留施設、(ヘ)アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設、(ト)イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸留施設及び硫酸濃縮施設、(フ)エチレンオキシド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸留施設及び濃縮施設、(リ)2-エチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸留施設、(ス)シクロヘキサノン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設、(ル)トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設、(ヲ)ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸留施設、(ニ)プロピレンオキシド又はプロピレングリコールのけん化器、(ハ)メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設、(ヨ)メチルメタアクリレートモノマー製造

		施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設、(㊦) 廃ガス洗浄施設
38	石けん製造業	(イ)原料精製施設、(ロ)塩析施設
38 の 2	界面活性剤製造業	反応施設 (1,4-ジオキサンが発生するものに限り、洗浄装置を有しないものを除く。)
39	硬化油製造業	(イ)脱酸施設、(ロ)脱臭施設
40	脂肪酸製造業	蒸留施設
41	香料製造業	(イ)洗浄施設、(ロ)抽出施設
42	ゼラチン又はにかわの製造業	(イ)原料処理施設、(ロ)石灰づけ施設、(ハ)洗浄施設
43	写真感光材料製造業	感光剤洗浄施設
44	天然樹脂製品製造業	(イ)原料処理施設、(ロ)脱水施設
45	木材化学工業	フルフラール蒸留施設
46	第 28 号から前号以外の有機化学工業製品製造業	(イ)水洗施設、(ロ)ろ過施設、(ハ)ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設、(ニ)廃ガス洗浄施設
47	医薬品製造業	(イ)動物原料処理施設、(ロ)ろ過施設、(ハ)分離施設、(ニ)混合施設、(ホ)廃ガス洗浄施設
48	火薬製造業	洗浄施設
49	農薬製造業	混合施設
50	有害物質を含有する試薬の製造業	試薬製造施設
51	石油精製業	(イ)脱塩施設、(ロ)原油常圧蒸留施設、(ハ)脱硫施設、(ニ)揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設、(ホ)潤滑油洗浄施設
51 の 2	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業、再生タイヤ製造業又はゴム板製造業	直接加硫施設
51 の 3	医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業	ラテックス成型型洗浄施設
52	皮革製造業	(イ)洗浄施設、(ロ)石灰づけ施設、(ハ)タンニンづけ施設、(ニ)クロム浴施設、(ホ)染色施設
53	ガラス又はガラス製品の製造業	(イ)研磨洗浄施設、(ロ)廃ガス洗浄施設
54	セメント製品製造業	(イ)抄造施設、(ロ)成型機、(ハ)水養生施設 (蒸気養生施設を含む。)
55	生コンクリート製造業	バッチャープラント
56	有機質砂かべ材製造業	混合施設
57	人造黒鉛電極製造業	成型施設
58	窯業原料 (うわ薬原料を含む。) の精製業	(イ)水洗式破碎施設、(ロ)水洗式分別施設、(ハ)酸処理施設、(ニ)脱水施設
59	砕石業	(イ)水洗式破碎施設、(ロ)水洗式分別施設
60	砂利採取業	水洗式分別施設
61	鉄鋼業	(イ)タール及びガス液分離施設、(ロ)ガス冷却洗浄施設、(ハ)圧延施設、(ニ)焼入れ施設、(ホ)湿式集じん施設
62	非鉄金属製造業	(イ)還元そう、(ロ)電解施設 (溶融塩電解施設を除く。)、(ハ)焼入れ施設、(ニ)水銀精製施設、(ホ)廃ガス洗浄施設、(ハ)湿式集じん施設
63	金属製品製造業又は機械器具製造業	(イ)焼入れ施設、(ロ)電解式洗浄施設、(ハ)カドミウム電極又は鉛電極の化成施設、(ニ)水銀精製施設、(ホ)廃ガス洗浄施設
63 の 2	空きびん卸売業	自動式洗びん施設
63 の 3	石炭を燃料とする火力発電施設	廃ガス洗浄施設
64	ガス供給業又はコークス製造業	(イ)タール及びガス液分離施設、(ロ)ガス冷却洗浄施設 (脱硫化水素施設を含む。)
64 の 2		水道施設等施設の浄水施設 (浄水能力が 10,000m ³ /日未満を除く) である(イ)沈でん施設、(ロ)ろ過施設
65		酸又はアルカリによる表面処理施設

66		電気めっき施設
66 の 2		エチレンオキサイド又は 1,4-ジオキサンの混合施設（前各号に該当するものを除く。）
66 の 3	旅館業	(イ)ちゅう房施設、(ロ)洗濯施設、(ハ)入浴施設
66 の 4	共同調理場	ちゅう房施設（総床面積が 500m ² 未滿を除く。）
66 の 5	弁当仕出屋又は弁当製造業	ちゅう房施設（総床面積が 360m ² 未滿を除く。）
66 の 6	飲食店（次号及び 66 の 8 号を除く）	ちゅう房施設（総床面積が 420m ² 未滿を除く。）
66 の 7	そば店、うどん店、すし店、喫茶店その他の飲食店（次号に掲げる事業を除く。）	ちゅう房施設（総床面積が 630m ² 未滿を除く。）
66 の 8	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ、その他の飲食店	ちゅう房施設（総床面積が 1,500m ² 未滿を除く。）
67	洗濯業	洗浄施設
68	写真現像業	自動式フィルム現像洗浄施設
68 の 2	病院（病床数が 300 以上の病院）	(イ)ちゅう房施設、(ロ)洗浄施設、(ハ)入浴施設
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業	解体施設
69 の 2	卸売市場	(イ)卸売場、(ロ)仲卸売場
70		廃油処理施設（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第 3 条第 14 号に規定するものをいう。）
70 の 2	自動車特定整備事業	洗車施設（屋内作業場の総面積が 800m ² 未滿を除く。）
71		自動式車両洗浄施設
71 の 2	研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場	(イ)洗浄施設、(ロ)焼入れ施設
71 の 3		一般廃棄物処理施設である焼却施設
71 の 4		産業廃棄物処理施設であるもののうち (イ)国、地方公共団体又は産業廃棄物処理業者が設置する汚泥の脱水施設、汚泥の焼却施設、廃油の油水分離施設、廃油の焼却施設、廃酸又は廃アルカリの中和施設、廃プラスチック類の焼却施設、汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設 (ロ)廃 PCB 等、PCB 汚染物又は PCB 処理物の焼却施設、廃 PCB 等又は PCB 処理物の分解施設、PCB 汚染物又は PCB 処理物の洗浄施設又は分離施設
71 の 5		トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設
71 の 6		トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設
72		し尿処理施設（500 人以下のし尿浄化槽を除く。）
73		下水道終末処理施設
74		特定事業場から排出される水（公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設
指定地域特定施設	政令で指定された地域において、特定施設となる施設。 （201 人以上 500 人以下のし尿浄化槽）	

資料3-17 水質汚濁防止法による一律基準

人の健康の保護に関する項目（有害物質）

[単位：mg/l]

項目	カドミウム及びその化合物	シアン化合物	有機燐化合物 ^(注1)	鉛及びその化合物	六価クロム化合物	砒素及びその化合物	水銀及び有機水銀その他の水銀化合物	アルキル水銀化合物	ポリ塩化ビフェニル	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン
排水水 (許容限度)	カドミウム 0.03	シアン 1	1	鉛 0.1	六価クロム 0.5	砒素 0.1	水銀 0.005	検出されないこと	0.003	0.1	0.1
地下浸透水 (許容限度)	0.001	0.1	0.1	0.005	0.04	0.005	0.0005	0.0005	0.0005	0.002	0.0005

項目	ジクロロメタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン	1,2-ジクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,3-ジクロロプロペン	チウラム	シジピン
排水水 (許容限度)	0.2	0.02	0.04	1	0.4	3	0.06	0.02	0.06	0.03
地下浸透水 (許容限度)	0.002	0.0002	0.0004	0.002	0.004	0.0005	0.0006	0.0002	0.0006	0.0003

項目	ナフthalen	ベンゼン	セレン及びその化合物	ほう素及びその化合物※		ふっ素及びその化合物※		アンモニウム、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物※	1,4-ジメチルベンゼン	塩化ビニルモノマー
				海域以外 ほう素	海域 ほう素	海域以外 ふっ素	海域 ふっ素			
排水水 (許容限度)	0.2	0.1	セレン 0.1	10	230	8	15	100 ^(注2)	0.5	—
地下浸透水 (許容限度)	0.002	0.001	0.002	0.2		0.2		アンモニウム性窒素 0.7 亜硝酸性窒素 0.2 硝酸性窒素 0.2	0.005	0.0002

注1：パラチオ、メパラチオ、メジメト及びEPNに限る。

注2：アンモニウム性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量

※一部の業種について、暫定排水基準が設定されている。

生活環境項目の保全に関する項目

[単位：mg/l (pH除く)]

項目	水素イオン濃度 (pH)		生物化学的酸素要求量 (BOD)		化学的酸素要求量 (COD)		浮遊物質量 (SS)	
	河川・湖	海域	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均
許容限度	5.8~8.6	5.0~9.0	160	120	160	120	200	150

[単位：mg/l (大腸菌群数は個/cm³)]

項目	ニルマキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	ニルマキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)	フェノール類含有量	銅含有量	亜鉛含有量※	溶解性鉄含有量	溶解性マンガ含有量	クロム含有量	大腸菌群数	窒素含有量※		りん含有量※	
	最大	最大	最大	最大	最大	最大	最大	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均
許容限度	5	30	5	3	2	10	10	2	3,000	120	60	16	8

※一部の業種について、暫定排水基準が設定されている。

資料 3-18 総量規制の算出に用いるC値

(1) 化学的酸素要求量 (COD)

〔CODに係る総量規制基準の算定方法〕

$$Lc = Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$$

または

$$Lc = (Cco \cdot Qco + Cci \cdot Qci + Ccj \cdot Qcj) \times 10^{-3}$$

Lc：総量規制基準=CODの許容排出負荷量 (kg/日)

Cc(Cco)、Cci、Ccj：業種区分ごとに国が定めた範囲内で知事が定める一定のCODの値 (mg/ℓ)

Qc(Qco)：昭和55年6月30日より前に発生していた工程排水の量 (m³/日)

Qci：昭和55年7月1日から平成3年6月30日までに新・増設により増加した工程排水の量 (m³/日)

Qcj：平成3年7月1日以降 (一部の業種については平成8年9月1日以降)、新・増設により増加した工程排水の量 (m³/日)

整理番号	業種その他の区分	COD (mg/ℓ)			備考
		(1) Cco	(2) Cci	(3) Ccj	
2	畜産農業	70	70	60	
3	天然ガス鉱業	60	60	60	
4	非金属鉱業	20	20	20	
5	部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業	50	40	30	
6	乳製品製造業	30	30	20	平成8年9月1日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水量 (特定施設の設置又は構造等の変更により同日以後新たに指定地域内事業場となつた場合)を除く特定排出水量 (以下「平成8年9月1日以前の特設施設に係る量」という。)にあつては、化学的酸素要求量(3)の欄の値は、30とする。
7	畜産食料品製造業(前2項に掲げるものを除く。)	40	40	30	
8	水産缶詰・瓶詰製造業	40	40	30	
9	寒天製造業	80	80	80	
10	魚肉ハム・ソーセージ製造業	50	30	20	
11	水産練製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	40	30	20	
12	冷凍水産物製造業	30	30	20	
13	冷凍水産食品製造業	40	40	30	
14	水産食料品製造業(整理番号8の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。)	40	40	30	
15	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	60	30	30	
16	野菜漬物製造業	40	40	30	
17	味ぞ製造業	70	70	30	
18	しょう油・食用アミノ酸製造業	70	70	40	
19	うま味調味料製造業	20	20	20	
20	ソース製造業	30	30	30	
21	食酢製造業	40	40	30	
22	砂糖精製業	40	40	30	
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	50	50	30	
24	小麦粉製造業	30	30	30	
25	パン製造業	30	30	20	
26	生菓子製造業	40	40	30	
27	ビスケット類・干菓子製造業	40	40	30	
28	米菓製造業	40	40	40	
29	パン・菓子製造業(整理番号25の項から前項までに掲げるものを除く。)	40	40	30	
30	植物油脂製造業	40	40	30	
31	動物油脂製造業	40	40	30	
32	食用油脂加工業	40	40	30	
33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業	110	100	90	
34	穀類でんぷん製造業	50	50	40	
35	麺類製造業	30	30	30	
37	豆腐・油揚げ製造業	30	30	30	
38	あん類製造業	60	60	40	
39	冷凍調理食品製造業	50	20	20	
40	惣菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの	30	30	30	
41	清涼飲料製造業	30	20	20	
42	果実酒製造業	30	30	30	
43	ビール製造業	30	30	30	

44	清酒製造業	30	30	30	30
45	蒸留酒・混成酒製造業	30	30	30	20
46	インスタントコーヒー製造業	20	20	20	20
47	配合飼料製造業	20	20	20	20
48	単体飼料製造業	20	20	20	20
49	有機質肥料製造業	20	20	20	20
50	たばこ製造業	30	20	20	20
51	生糸製造業(副蚕糸精練業を含む。)	30	30	30	30
55	繊維工業(整理番号51の項に掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下この表において同じ。)で整毛工程に係るもの	90	90	80	70
57	繊維工業で麻製織工程に係るもの	90	90	90	90
58	繊維工業で毛織物機械染色整理工程(のり抜き、精練漂白、シルクゲータ加工その他の染色整理工程)以下帯として行われる加工処理工程(以下この表において「染色整理工程付帯加工処理工程」という。)を含む。)	40	40	40	30
59	繊維工業で織物機械染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)	80	80	80	80
60	繊維工業で織物手加工染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)	90	90	90	90
61	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)	60	50	50	50
62	繊維工業でニット・レース染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)	50	50	50	50
63	繊維工業で繊維製品染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)	90	90	90	80
64	繊維工業で不織布製造工程に係るもの	70	70	70	60
65	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの	40	40	40	40
66	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの	40	40	40	40
67	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの	40	40	40	40

68	繊維工業(整理番号55の項から前項までに掲げるものを除く。)	30	30	30	30
69	一般製材業又は木材チップ製造業	40	40	40	40
71	合板製造業(集材材製造業を含む。)	30	30	30	30
75	木材薬品処理業	20	20	20	20
76	パルプ製造業、洋紙製造業又はは板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの	70	70	70	60
77	パルプ製造業、洋紙製造業又はは板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの	60	60	60	60
78	パルプ製造業、洋紙製造業又はは板紙製造業でグラウンダパルプ製造工程、リファイナードパルプ製造工程又ははサームカニカルパルプ製造工程に係るもの	50	50	50	50
79	パルプ製造業、洋紙製造業又はは板紙製造業で未さらしケミグラウンダパルプ製造工程又はは未さらしセミカルパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	140	130	120	120
80	パルプ製造業、洋紙製造業又はは板紙製造業でさらしケミグラウンダパルプ製造工程(前工程の未さらしケミグラウンダパルプ製造工程を含む。)	80	80	80	80
81	パルプ製造業、洋紙製造業又はは板紙製造業でさらしケミグラウンダパルプ製造工程(前工程の未さらしセミカルパルプ製造工程を含む。)	60	50	40	40
82	パルプ製造業、洋紙製造業又はは板紙製造業でさらしケミグラウンダパルプ製造工程(前工程の未さらしケミカルパルプ製造工程を含む。)	70	70	60	60
83	パルプ製造業、洋紙製造業又はは板紙製造業で古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	60	60	50	50
84	パルプ製造業、洋紙製造業又はは板紙製造業で未さらしケミグラウンダパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	90	90	80	80

接着機洗浄水を循環するものにあつては、化学的酸素要求量の値は、それぞれ同欄の順序に従い、10、10、10とする。

精選工程においてドラム型洗浄機を使用しているものにあつては、化学的酸素要求量(1)の値は、80とする。

85	製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工程(前工程の離解工程を含む。)に係るもの	100	100	70		
86	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ又はサーモメカニカルパルプを主原料とする洋紙製造工程(前工程のグランドパルプ、リニアファイナリカニカルパルプ又はサーモメカニカルパルプ製造工程を有するものに限る。)に係るもの	50	40	40		
87	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの(前項に掲げるものを除く。)	30	20	20		
88	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの	(1) 日平均排水量30,000 m ³ 以上のもの	40	40	40	
		(2) 日平均排水量30,000 m ³ 未満のもの	60	40	40	
89	機械すき紙製造業	60	60	60		パルプ製造工程を有するものにあつては、化学的酸素要求量(1)の欄の値は、70とする。
90	手すき和紙製造業	90	90	80		
91	塗工紙製造業	20	20	20		
92	段ボール製造業	40	40	40		
93	重包装紙袋製造業	70	70	70		
94	セロファン製造業	40	40	40		
95	乾式法による繊維板製造業	40	40	40		
96	繊維板製造業(前項に掲げるものを除く。)	80	80	60		
97	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業(整理番号76の項から前項までに掲げるものを除く。)	30	30	30		
100	印刷業(新聞その他の出版物を印刷するものを含む。)	50	50	50		

101	製版業	50	50	50		
102	窒素質・りん酸質肥料製造業	30	30	30		
103	複合肥料製造業	30	30	30		
104	化学肥料製造業(前2項に掲げるものを除く。)	30	30	30		
105	ソーダ工業	20	20	20		
106	電炉工業	20	20	20		
107	無機顔料製造業	20	20	20		黄鉛製造工程を有するものにあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、60、50とする。
108	無機化学工業製品製造業(前3項に掲げるものを除く。)	20	20	20		(1) 硫化鉄鉱を原料とする酸化鉄(顔料を除く。)製造工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70、70、60とする。 (2) 希硫酸による二酸化硫黄の洗浄工程を有する硫酸製造工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、50、50とする。
109	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	60	60	40		(1) 靑酸誘導品含有排水を排出する工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、210、210、190とする。 (2) 塩素化合物触媒を用いたアセトン又はアセトアルデヒドの製造工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、100、80、80とする。 (3) エピクロロヒドリン製造工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、140、130、130とする。
110	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	50	50	30		合成染料又は合成染料中間物の製造工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、190、190、180とする。
111	石油化学系基礎製品製造業でブラ	30	20	20		メチルメタクリレート樹脂又

118	コーラルターナル製品製造業	120	120	120	120	120	合成染料又は合成染料中間物の製造工程にあっては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、190、190、190とする。
119	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	50	50	50	30	30	(1) メチルメタクリレート樹脂又はアクリロニトリル・ブタジエン・スチレン共重合樹脂の製造工程にあっては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70、50、50とする。 (2) 硝酸セルロース又は酢酸セルロースの製造工程にあっては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、60、50とする。
120	プラスチック製造業	30	20	20	40	40	(1) 乳比重法による合成ゴム製造工程にあっては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70、70、70とする。 (2) クロロブレンゴム製造工程にあっては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、130、130とする。
121	合成ゴム製造業	40	40	40	50	50	(1) 有機化学工業製品製造業(整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。)
122	有機化学工業製品製造業(整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。)	50	50	50	20	20	(1) 有機ゴム製品製造工程にあっては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、280、270、270とする。 (2) 有機農薬原体製造工程にあっては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、180、180、160とする。
123	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの	50	30	30	30	30	アクリル系繊維製造工程にあっては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、40、30とする。
124	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの	30	30	30	20	20	
125	合成繊維製造業	30	30	30	40	40	
126	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	40	40	40	30	30	

112	プラスチック製造工程に係るもの	40	40	40	40	40	はアクリロニトリル・ブタジエン・スチレン共重合樹脂の製造工程にあっては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70、70、70とする。 (1) 乳比重法による合成ゴム製造工程にあっては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、50、50とする。 (2) クロロブレンゴム製造工程にあっては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、130、130とする。
113	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの	50	50	50	60	60	(1) 有機化学工業製品製造業(有機化学工業製品製造工程(脂肪酸系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。))に係るもの
114	石油化学系基礎製品製造業(整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。)	60	60	60	60	60	(1) 青酸誘導品含有排水を排出する工程にあっては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、210、210、190とする。 (2) 塩素化合物触媒を用いたアセトンの製造工程にあっては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、100、80、80とする。 (3) エピクロロヒドリン製造工程にあっては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、140、130、130とする。
115	脂肪酸系中間物製造業	60	60	60	30	30	
116	メタン誘導品製造業	120	110	110	120	110	
117	発酵工業	120	110	110	120	110	

127	石けん・合成洗剤製造業	10	10	10	
128	界面活性剤製造業(前項に掲げるものを除く。)	40	40	40	
129	塗料製造業	40	40	40	
130	印刷インキ製造業	40	40	30	
131	医薬品原薬・製剤製造業	70	70	60	平成8年9月1日前の特定施設に係る量にあっては、化学的酸素要求量(3)の欄の値は、70とする。
132	医薬品製剤製造業	30	30	30	
133	生物学的製剤製造業	30	30	30	
134	生薬・漢方製剤製造業	20	20	20	
135	動物用医薬品製造業	60	60	50	
136	火薬類製造業	20	20	20	硝酸エステル又はニトロ化合物の製造工程にあっては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、60、50とする。
137	農薬製造業	30	30	20	
138	合成香料製造業	120	110	110	
139	香料製造業(前項に掲げるものを除く。)	30	30	20	
140	化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業	30	30	20	
142	ゼラチン・接着剤製造業(にかわ製造業を含む。)	20	20	20	
143	写真感光材料製造業	10	10	10	
144	天然樹脂製品・木材化学製品製造業	40	40	40	
145	イオン交換樹脂製造業	170	170	130	
146	化学工業(整理番号102の項から前項までに掲げるものを除く。)	40	40	40	
147	石油精製業	20	20	20	潤滑油製造工程を有するものにあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、30、30とする。
148	潤滑油製造業(前項に掲げるものを除く。)	30	30	30	硫酸洗浄工程を有するものにあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40、40、40とする。
149	コークス製造業	180	180	90	
150	石油コークス製造業	70	70	50	

151	自動車タイヤ・チューブ製造業	10	10	10	
152	ゴム製品製造業でラックス成型型洗浄工程に係るもの	60	40	40	
153	ゴム製品製造業(前2項に掲げるものを除く。)	20	20	20	
154	なめし革製造業	100	100	100	
155	毛皮製造業	50	50	50	
156	板ガラス製造業	10	10	10	
157	板ガラス加工業	10	10	10	
158	ガラス製加工素材製造業	10	10	10	
159	ガラス容器製造業	10	10	10	
160	理化学用・医療用ガラス器具製造業	10	10	10	
161	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業	10	10	10	
162	ガラス繊維(長繊維に限る。)・同製品製造業	50	50	50	
163	ガラス繊維・同製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	30	30	30	
164	ガラス・同製品製造業(整理番号156の項から前項までに掲げるものを除く。)	10	10	10	
165	生コンクリート製造業	10	10	10	
166	コンクリート製品製造業	10	10	10	
167	セメント製品製造業(前2項に掲げるものを除く。)	10	10	10	
168	黒鉛電極製造業	20	20	20	
169	砕石製造業	20	20	20	
170	鉱物・土石粉碎等処理業	20	20	20	
172	うわ葉製造業	20	20	20	
173	高炉による製鉄業	10	10	10	コークス炉を有するものにあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40、30、30とする。
175	フェロアロイ製造業	20	20	20	
176	高炉によらない製鉄業(前項に掲げるものを除く。)	10	10	10	
178	製鋼・製鋼圧延業(転炉(単独転炉を含む。))又は電気炉(単独電気炉を含む。))によるものに限る。)	20	20	20	
179	熱間圧延業(整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。)	20	20	20	
180	冷間圧延業(整理番号182の項及び	20	20	20	

	同183の項に掲げるものを除く。)								
181	冷間ロール成型形鋼製造業	20	20	20	20				
182	鋼管製造業	20	20	20	20				
183	伸鉄業	10	10	10	10				
184	磨棒鋼製造業	10	10	10	10				
185	引抜鋼管製造業	10	10	10	10				
186	伸線業	10	10	10	10				
187	ブリキ製造業	20	20	20	20				
188	亜鉛鉄板製造業	20	20	20	20				
189	めっき鋼管製造業	20	20	20	20				
190	めっき鉄鋼線製造業	20	20	20	20				
191	表面処理鋼材製造業(整理番号187の項から前項までに掲げるものを除く。)	20	10	10					
192	鍛鋼製造業	10	10	10	10				
193	鍛工品製造業	10	10	10	10				
194	鋳鋼製造業	10	10	10	10				
195	鋳鉄鋳物製造業(次項及び整理番号197の項に掲げるものを除く。)	10	10	10	10				
196	鋳鉄管製造業	10	10	10	10				
197	可鍛鋳鉄製造業	10	10	10	10				
198	鉄粉製造業	10	10	10	10				
199	鉄鋼業(整理番号173の項から前項までに掲げるものを除く。)	10	10	10	10				
200	非鉄金属製造業	10	10	10	10				
201	電気めっき業	40	40	40	40				
202	金属製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	10	10	10	10				
203	一般機械器具製造業	10	10	10	10				
204	電子回路製造業	20	20	20	20				
205	電子部品・デバイス・電子回路製造業(前項に掲げるものを除く。)、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業	10	10	10	10				
206	輸送用機械器具製造業	10	10	10	10				
207	精密機械器具製造業	10	10	10	10				
208	ガス製造工場	20	20	20	20				
209	下水道業	20	20	20	20				標準活性汚泥法その他これと同程度に下水道を処理することのできる方法より高度に下水道

									を処理することができる方法により下水道を処理するものにあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、15、15、15とする。
210	空瓶卸売業	30	20	20	20				
211	共同調理場(学校給食法(昭和29年法律第160号)第6条に規定する施設をいう。)	30	30	30	20				
212	弁当仕出屋又は弁当製造業	50	40	30					
213	飲食店	50	40	30					平成18年2月1日以後に設置したし尿浄化槽を使用するものにあつては、化学的酸素要求量(1)及び(2)の欄の値は、30とする。
214	宿泊業	50	40	30					平成18年2月1日以後に設置したし尿浄化槽を使用するものにあつては、化学的酸素要求量(1)及び(2)の欄の値は、30とする。
215	リネンサプライ業	40	40	30					
216	洗濯業(前項に掲げるものを除く。)	40	40	30					
218	写真業(写真現像・焼付業を含む。)	60	60	60					
219	自動車整備業	20	20	20					
220	病院	30	30	30					
221	し尿浄化槽(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が501人以上のものに限る。)	30	30	30					業種その他の区分の欄に規定する表に定める構造を有するし尿浄化槽より高度に処理することによりし尿を処理するものにあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、25、25、25とする。
222	し尿浄化槽(建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が201人以上500人以下のものに限る。)	50	50	30					(1) 昭和55年7月建設省告示第1292号が適用される前のものにあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70、70、40とする。 (2) 平成18年2月1日以後に設置したものにあっては、化学的酸素要求量(1)及び(2)の欄の値は、30とする。
223	し尿処理業(し尿浄化槽に係るものを除く。)	40	30	20					(1) 日平均排水量が3,000m ³ 未満のもの(3)に掲げるものを除く。)にあつて

224	ごみ処理業	30	30	30	は、化学的酸素要求量(1)の欄の値は、50とする。
225	廃油処理業	20	20	20	(2) 昭和62年6月30日以前に設置されたもの(3)にあ掲げられたものを除く。)にあつては、化学的酸素要求量(2)の欄の値は、40とする。
226	産業廃棄物処理業(前項に掲げるものを除く。)	20	20	20	(3) 嫌気性消化法、好気性消化法、湿式酸化法又は活性汚泥法に凝集処理法を加えたる方法より高度にし尿を処理することとでききるものにあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、20、20、10とする。
227	死亡獣畜取扱業	40	40	40	
228	と畜場	40	40	40	
229	中央卸売市場	20	20	20	
230	地方卸売市場	20	20	20	
231	試験研究機関(水質汚濁防止法施行規則(昭和46年総理府・通商産業省令第2号)第1条の2に掲げるものをいう。)	20	20	20	
232	前各項に分類されないもの	10	10	10	(1) 金属鉱業に係るもの (2) 衣類・その他の繊維製品製造業に係るもの (3) 石こう製品製造業に係るもの (4) 上水道業又は工業用水道業に係るもの (5) 生活排水に係るもの(日平均排水量400m ³ 以上もの)

		(6) 生活排水に係るもの(日平均排水量400m ³ 未満のもの)	50	50	40
		(7) (1)から(6)までに分類されないもの	10	10	10

(2) 窒素含有量

[窒素に係る総量規制基準の算定方法]

$$Ln = Cn \cdot Qn \times 10^{-3}$$

または

$$Ln = (Cno \cdot Qno + Cni \cdot Qni) \times 10^{-3}$$

Ln: 総量規制基準=窒素の許容排出負荷量 (kg/日)

Cn (Cno): 業種区分ごとに国が定めた範囲内で知事が定める一定の窒素含有量の値 (mg/ℓ)

Qn (Qno): 平成14年9月30日より前に発生していた工程排水の量 (m³/日)

Qni: 平成14年10月1日から新・増設により増加した工程排水の量 (m³/日)

整理番号	業種その他の区分	窒素含有量 (mg/ℓ)		備考
		(1) Cno	(2) Cni	
2	畜産農業	60	60	
3	天然ガス鉱業	60	60	
4	非金属鉱業	15	15	
5	部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業	30	10	
6	乳製品製造業	20	10	
7	畜産食料品製造業(前2項に掲げるものを除く。)	30	10	
8	水産缶詰・瓶詰製造業	20	10	
9	寒天製造業	20	10	
10	魚肉ハム・ソーセージ製造業	20	10	
11	水産練製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	45	10	
12	冷凍水産物製造業	45	10	
13	冷凍水産食品製造業	45	10	
14	水産食料品製造業(整理番号8の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。)	45	10	

15	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	20	10	
16	野菜漬物製造業	20	10	
17	味そ製造業	20	10	
18	しょう油・食用アミノ酸製造業	45	10	
19	うま味調味料製造業	20	10	
20	ソース製造業	20	10	
21	食酢製造業	20	10	
22	砂糖精製業	20	10	
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	20	10	
24	小麦粉製造業	20	10	
25	パン製造業	20	10	
26	生菓子製造業	20	10	
27	ビスケット類・干菓子製造業	20	10	
28	米菓製造業	20	10	
29	パン・菓子製造業(整理番号25の項から前項までに掲げるものを除く。)	20	10	
30	植物油脂製造業	20	10	
31	動物油脂製造業	20	10	
32	食用油脂加工業	20	10	
33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業	20	10	
34	穀類でんぷん製造業	20	10	
35	麺類製造業	20	10	
37	豆腐・油揚製造業	30	10	
38	あん類製造業	20	10	
39	冷凍調理食品製造業	30	10	
40	惣菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの	20	10	
41	清涼飲料製造業	20	10	
42	果実酒製造業	20	10	
43	ビール製造業	20	10	
44	清酒製造業	20	10	
45	蒸留酒・混成酒製造業	20	10	
46	インスタントコーヒー製造業	20	10	
47	配合飼料製造業	20	10	
48	単体飼料製造業	20	10	
49	有機質肥料製造業	20	10	

50	たばこ製造業	20	10	
51	生糸製造業(副産糸精練業を含む。)	20	10	
55	繊維工業(整理番号51の項に掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下この表において「染色加工工程」に係るもの)を含まないもの	20	10	
57	繊維工業で麻製織工程に係るもの	20	10	
58	繊維工業で毛織物機械染色整理工程(のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程(以下この表において「染色整理工程」に係るもの)を含まないもの)に係るもの	20	10	
59	繊維工業で織物機械染色整理工程(染色整理工程に付帯加工処理工程を含む。)に係るもの(前項に掲げるものを除く。)	25	10	綿織物染色工程にあつては、60とす。
60	繊維工業で織物手加工染色整理工程(染色整理工程に付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	25	10	
61	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程(染色整理工程に付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	20	10	
62	繊維工業でニット・レース染色整理工程(染色整理工程に付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	20	10	
63	繊維工業で繊維製品染色整理工程(染色整理工程に付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	25	10	
64	繊維工業で不織布製造工程に係るもの	20	10	
65	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの	20	10	
66	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの	20	10	
67	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの	20	10	
68	繊維工業(整理番号55の項から前項までに掲げるものを除く。)	20	10	
69	一般製材業又は木材チップ製造業	20	10	
71	合板製造業(集材材製造業を含む。)又はパーティクルボード製造業	20	10	
75	木材薬品処理業	20	10	
76	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの	20	10	
77	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの	20	10	

78	もの パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグラフトパルプ製造工程、又はサナーマイカニカルパルプ製造工程に係るもの	20	10	
79	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグラフトパルプ製造工程又は未さらしケミケミカルパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	20	10	
80	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグラフトパルプ製造工程（前工程の未さらしケミグラフトパルプ製造工程を含む。）又は未さらしケミカルパルプ製造工程（前工程の未さらしケミケミカルパルプ製造工程を含む。）に係るもの	20	10	
81	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケラフトパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	20	10	
82	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケラフトパルプ製造工程（前工程の未さらしケラフトパルプ製造工程を含む。）に係るもの	20	10	
83	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	20	10	
84	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工程（前工程の離解工程を含む。）に係るもの	20	10	
85	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの	20	10	
86	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグラフトパルプ、リファイナーパルプを主原料とする洋紙製造工程（前工程のグラフトパルプ、リファイナーパルプ製造工程を有するものに限る。）に係るもの	20	10	
87	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの（前項に掲げるものを除く。）	20	10	
88	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの	20	10	

89	機械すき和紙製造業	20	10	
90	手すき和紙製造業	20	10	
91	塗工紙製造業	20	10	
92	段ボール製造業	20	10	
93	重包装紙袋製造業	20	10	
94	セロファン製造業	20	10	
95	乾式法による繊維板製造業	20	10	
96	繊維板製造業（前項に掲げるものを除く。）	20	10	
97	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業（整理番号76の項から前項までに掲げるものを除く。）	20	10	
100	印刷業（新聞その他の出版物を印刷するものを含む。）	20	10	
101	製版業	20	10	
102	窒素質・りん酸質肥料製造業	15	10	(1) アンモニア製造工程にあっては、窒素質含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40、30とする。 (2) アンモニア誘導品製造工程にあっては、窒素質含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、200、200とする。 (3) 尿素製造工程にあっては、窒素質含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、1,500、1,100とする。
103	複合肥料製造業	15	10	
104	化学肥料製造業（前2項に掲げるものを除く。）	15	10	
105	ソーダ工業	15	10	
106	電炉工業	15	10	
107	無機顔料製造業	50	40	
108	無機化学工業製品製造業（前3項に掲げるものを除く。）	20	10	窒素又はその化合物を含有する原料を使用する工程にあっては、窒素質含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40とする。
109	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	15	10	窒素又はその化合物を原料として使用するものについては、窒素質含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40とする。

110	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	15	10	窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、50とする。
111	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの	15	10	窒素又はその化合物を原料とするものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40とする。
112	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの	15	10	窒素又はその化合物を原料とするものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40とする。
113	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程（脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。）に係るもの	15	10	窒素又はその化合物を原料とするものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、20、15とする。
114	石油化学系基礎製品製造業（整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。）	15	10	
115	脂肪族系中間物製造業	15	10	(1) 窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40とする。 (2) 青酸誘導品にあっては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、500、500とする。
116	メタン誘導品製造業	15	10	
117	発酵工業	15	10	
118	コーラルター製品製造業	800	800	
119	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	15	10	窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、50とする。
120	プラスチック製造業	15	10	窒素又はその化合物を原料とするものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40とする。
121	合成ゴム製造業	15	10	窒素又はその化合物を原料とするものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40とする。

122	有機化学工業製品製造業（整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。）	15	10	(1) 窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、20、15とする。 (2) イソシアヌル酸及びその誘導品製造工程にあっては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、20、15とする。 (3) メラミン製造工程にあっては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、850、850とする。
123	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの	15	10	
124	レーヨンの製造に係るもの	15	10	
125	合成繊維製造業	15	10	窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40とする。
126	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	15	10	
127	石けん・合成洗剤製造業	15	10	
128	界面活性剤製造業（前項に掲げるものを除く。）	15	10	
129	塗料製造業	15	10	
130	印刷インキ製造業	15	10	
131	医薬品原薬・製剤製造業	15	10	医薬品原薬製造工程（窒素又はその化合物を原料として使用するものに限る。）にあっては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、25、20とする。
132	医薬品製剤製造業	15	10	
133	生物学的製剤製造業	15	10	
134	生薬・漢方製剤製造業	15	10	
135	動物用医薬品製造業	15	10	
136	火薬類製造業	15	10	
137	農薬製造業	15	10	
138	合成香料製造業	15	10	
139	香料製造業（前項に掲げるものを除く。）	15	10	
140	化粧品・歯磨・その他の化粧品用調整製品	15	10	

142	造業 ゼラチン・接着剤製造業（にかわ製造業を含む。）	15	10	
143	写真感光材料製造業	15	10	
144	天然樹脂製品・木材化学製品製造業	15	10	
145	イオン交換樹脂製造業	15	10	
146	化学工業（整理番号102の項から前項までに掲げるものを除く。）	15	10	
147	石油精製業	20	10	
148	潤滑油製造業（前項に掲げるものを除く。）	20	10	
149	コーク製造業	600	400	
150	石油コークス製造業	20	10	
151	自動車タイヤ・チューブ製造業	20	10	
152	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの	20	10	
153	ゴム製品製造業（前2項に掲げるものを除く。）	20	10	
154	なめし草製造業	20	10	
155	毛皮製造業	20	10	
156	板ガラス製造業	20	10	
157	板ガラス加工業	20	10	
158	ガラス製加工素材製造業	20	10	
159	ガラス容器製造業	20	10	
160	理化学用・医療用ガラス器具製造業	20	10	
161	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業	20	10	
162	ガラス繊維（長繊維に限る。）・同製品製造業	20	10	
163	ガラス繊維・同製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	20	10	
164	ガラス・同製品製造業（整理番号156の項から前項までに掲げるものを除く。）	20	10	
165	生コンクリート製造業	20	10	
166	コンクリート製品製造業	20	10	
167	セメント製品製造業（前2項に掲げるものを除く。）	20	10	
168	黒鉛電極製造業	20	10	
169	碎石製造業	20	10	
170	鉱物・土石粉碎等処理業	20	10	
172	うわ葉製造業	20	10	

173	高炉による製鉄業	15	10	(1) コークス製造工程において、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、600、400とする。 (2) ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
175	フェロアロイ製造業	15	10	
176	高炉によらない製鉄業（前項に掲げるものを除く。）	15	10	
178	製鋼・製鋼圧延業（転炉（単独転炉を含む。）又は電気炉（単独電気炉を含む。）によるものに限る。）	15	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
179	熱間圧延業（整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。）	15	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
180	冷間圧延業（整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。）	15	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
181	冷間ロール成型形鋼製造業	15	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
182	鋼管製造業	15	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
183	伸鉄業	15	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
184	磨棒鋼製造業	15	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
185	引抜鋼管製造業	15	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。

186	伸線業	15	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては、窒素含有量の値は、それぞれ55、40とする。
187	ブリキ製造業	15	10	
188	亜鉛鉄板製造業	15	10	
189	めっき鋼管製造業	15	10	
190	めっき鉄鋼線製造業	15	10	
191	表面処理鋼材製造業（整理番号187の項から前項までに掲げるものを除く。）	30	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては、窒素含有量の値は、それぞれ55、40とする。
192	鍛鋼製造業	15	10	
193	鍛工品製造業	15	10	
194	鋳鋼製造業	15	10	
195	鋳鉄铸件製造業（次項及び整理番号197の項に掲げるものを除く。）	15	10	
196	鋳鉄管製造業	15	10	
197	可鍛鋳鉄製造業	15	10	
198	鉄粉製造業	15	10	
199	鉄鋼業（整理番号173の項から前項までに掲げるものを除く。）	15	10	
200	非鉄金属製造業	20	10	
201	電気めっき業	20	10	窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものにあっては、窒素含有量の値は、それぞれ55、40とする。
202	金属製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	20	10	(1) 溶融めっき工程（窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものにあっては、窒素含有量の値は、それぞれ55、40とする。） (2) アルマイト加工工程（窒

203	一般機械器具製造業	20	10	窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものにあっては、窒素含有量の値は、それぞれ55、40とする。
204	電子回路製造業	20	10	
205	電子部品・デバイス・電子回路製造業（前項に掲げるものを除く。）、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業	20	10	(1) 民生用電気機械器具製造工程（窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものにあっては、窒素含有量の値は、それぞれ55、40とする。） (2) 半導体素子製造工程にあっては、窒素含有量の値は、それぞれ55、40とする。
206	輸送用機械器具製造業	20	10	自動車・同付属品製造工程（窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものにあっては、窒素含有量の値は、それぞれ55、40とする。）
207	精密機械器具製造業	20	10	時計・同部分品製造工程（時計削を除く。）にあっては、窒素含有量の値は、25、20とする。
208	ガス製造工場	20	10	
209	下水道業	25	15	(1) 標準活性汚泥法その他の窒素と同等除去できる方法による高濃度の窒素を除去するもの（高濃度の窒素を含有するもの（高濃度の窒素を含有するもの）にあっては、窒素含有量の値は、それぞれ10、10とする。） (2) 高濃度の窒素を含有する汚水を多量に受け入れて処理するもの（高濃度の窒素を含有するもの）にあっては、窒素含有量の値は、それぞれ30、20とする。

210	空瓶卸売業		25	15
211	共同調理場（学校給食法第6条に規定する施設をいう。）		25	15
212	弁当仕出屋又は弁当製造業		25	15
213	飲食店		25	15
214	宿泊業		25	15
215	リネンサプライ業		25	15
216	洗濯業（前項に掲げるものを除く。）		25	15
218	写真業（写真現像・焼付業を含む。）		25	15
219	自動車整備業		25	15
220	病院		25	15
221	し尿浄化槽（建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が501人以上のものに限る。）		30	20
222	し尿浄化槽（建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が201人以上500人以下のものに限る。）		40	20
223	し尿処理業（し尿浄化槽に係るものを除く。）		25	15
224	ごみ処理業		25	15
225	廃油処理業		25	15
226	産業廃棄物処理業（前項に掲げるものを除く。）		40	20
227	死亡獣畜取扱業		25	15

228	と畜場		25	15
229	中央卸売市場		25	15
230	地方卸売市場		25	15
231	試験研究機関（水質汚濁防止法施行規則第1条の2に掲げるものをいう。）		25	15
232	前各号に分類されないもの	(1) 金属鉱業に係るもの (2) 衣類・その他の繊維製品製造業に係るもの (3) 石こう製品製造業に係るもの (4) 上水道業又は工業用水道業に係るもの (5) 生活排水に係るもの（日平均排水量400m ³ 以上のもの） (6) 生活排水に係るもの（日平均排水量400m ³ 未満のもの） (7) (1)から(6)までに分類されないもの	10 10 10 10 30 40 10	10 10 10 10 20 20 10

(3) りん含有量

〔りに係る総量規制基準の算定方法〕

$$Lp = Cp \cdot Qp \times 10^{-3}$$

または

$$Lp = (Cpo \cdot Qpo + Cpi \cdot Qpi) \times 10^{-3}$$

Lp：総量規制基準＝りの許容排出負荷量（kg/日）

Cp (Cpo)、Cpi：業種区分ごとに国が定めた範囲内で知事が定める一定のりん含有量の値

Qp (Qpo)：平成14年9月30日より前に発生していた工程排水の量（m³/日）

Qpi：平成14年10月1日から新・増設により増加した工程排水の量（m³/日）

整理番号	業種その他の区分	りん含有量 (mg/l)		備考
		(1) Cpo	(2) Cpi	
2	畜産農業	8	8	
3	天然ガス鉱業	2	1	
4	非金属鉱業	1.5	1.5	
5	部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工製造業	4	1	

6	乳製品製造業	5	1	
7	畜産食料品製造業（前2項に掲げるものを除く。）	8	1	
8	水産缶詰・瓶詰製造業	3	1.5	
9	寒天製造業	3	1.5	
10	魚肉ハム・ソーセージ製造業	3	1.5	
11	水産練製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	3	1.5	
12	冷凍水産物製造業	3	1.5	
13	冷凍水産食品製造業	4	1	
14	水産食料品製造業（整理番号8の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。）	4	1.5	
15	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	4	1.5	
16	野菜漬物製造業	3	1.5	
17	味ぞ製造業	4	1.5	
18	しょう油・食用アミノ酸製造業	8	1.5	
19	うま味調味料製造業	3	1.5	
20	ソース製造業	3	1.5	
21	食酢製造業	3	1.5	
22	砂糖精製業	3	1.5	
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	3	1.5	
24	小麦粉製造業	3	1.5	
25	パン製造業	3	1.5	
26	生菓子製造業	6	1	
27	ビスケット類・干菓子製造業	3	1.5	
28	米菓製造業	3	1.5	
29	パン・菓子製造業（整理番号25の項から前項までに掲げるものを除く。）	3	1.5	
30	植物油脂製造業	4	1.5	
31	動物油脂製造業	2	1	
32	食用油脂加工業	3	1.5	
33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業	3	1.5	
34	穀類でんぷん製造業	3	1.5	
35	麺類製造業	3	1.5	
37	豆腐・油揚げ製造業	5	1	

38	あん類製造業	5	1	
39	冷凍調理食品製造業	8	1	
40	惣菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの	4	1.5	
41	清涼飲料製造業	3	1.5	
42	果実酒製造業	3	1.5	
43	ビール製造業	3	1.5	
44	清酒製造業	3	1.5	
45	蒸留酒・混成酒製造業	3	1.5	
46	インスタントコーヒー製造業	3	1.5	
47	配合飼料製造業	2	1	
48	単体飼料製造業	2	1	
49	有機質肥料製造業	2	1	
50	たばこ製造業	2	1	
51	生糸製造業（副蚕糸精練業を含む。）	2	1	
55	繊維工業（整理番号51の項に掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下この表において「染色整理工程に係るもの」という。）	2	1	
57	繊維工業で麻製織工程に係るもの	2	1	
58	繊維工業で毛織物機械染色整理工程（のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程（以下この表において「染色整理工程付帯加工処理工程」という。）を含む。）に係るもの	2	1	
59	繊維工業で織物機械染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの（前項に掲げるものを除く。）	5	1	
60	繊維工業で織物手加工染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	5	1	
61	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	5	1	
62	繊維工業でニット・レース染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	2	1	
63	繊維工業で繊維製品染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	5	1	
64	繊維工業で不織布製造工程に係るもの	2	1	

85	程を含む。)に係るもの パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの	2	1	
86	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグラフトパルプ、リファイナーパルプを主原料とする洋紙製造工程(前工程のクラフトパルプ、リファイナーパルプ)又はサーマカニカルパルプ製造工程を有するものに限る。)に係るもの	2	1	
87	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの(前項に掲げるものを除く。)	2	1	
88	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの	2	1	
89	機械すき和紙製造業	2	1	
90	手すき和紙製造業	2	1	
91	塗工紙製造業	2	1	
92	段ボール製造業	2	1	
93	重包装紙袋製造業	2	1	
94	セロファン製造業	2	1	
95	乾式法による繊維板製造業	2	1	
96	繊維板製造業(前項に掲げるものを除く。)	2	1	
97	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業(整理番号76の項から前項までに掲げるものを除く。)	2	1	
100	印刷業(新聞その他の出版物を印刷するものを含む。)	2	1	
101	製版業	2	1	
102	窒素質・りん酸質肥料製造業	2	1	
103	複合肥料製造業	2	1	
104	化学肥料製造業(前2項に掲げるものを除く。)	2	1	
105	ソーダ工業	2	1	
106	電炉工業	2	1	
107	無機顔料製造業	2	1	
108	無機化学工業製品製造業(前3項に掲げるものを除く。)	2	1	
109	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	2	1	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用する

65	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの	2	1	
66	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの	2	1	
67	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの	2	1	
68	繊維工業(整理番号55の項から前項までに掲げるものを除く。)	2	1	
69	一般製材業又は木材チップ製造業	2	1	
71	合板製造業(集成材製造業を含む。)	2	1	
75	木材薬品処理業	2	1	
76	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの	2	1	
77	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの	2	1	
78	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグラフトパルプ製造工程、リファイナーパルプ製造工程又はサーマカニカルパルプ製造工程に係るもの	2	1	
79	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグラフトパルプ製造工程又は未さらしセミケミカルパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	2	1	
80	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミグラフトパルプ製造工程(前工程の未さらしケミケミカルパルプ製造工程の未さらしセミケミカルパルプ製造工程を含む。)	2	1	
81	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしクラフトパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	2	1	
82	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしクラフトパルプ製造工程(前工程の未さらしクラフトパルプ製造工程を含む。)	2	1	
83	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	2	1	
84	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工程(前工程の離解工	2	1	

110	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	2	1	量のものにあっては、それぞれ同欄の順に従い、6.5、4とする。 りん又はその化合物を原料とするものには、それぞれ同欄の順に従い、6.5、4とする。
111	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの	2	1	
112	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの	2	1	
113	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程（脂肪族系・有機顔料製造工程、環式プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。）に係るもの	2	1	りん又はその化合物を原料とするものには、それぞれ同欄の順に従い、6.5、4とする。
114	石油化学系基礎製品製造業（整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。）	2	1	
115	脂肪族系中間物製造業	2	1	りん又はその化合物を原料とするものには、それぞれ同欄の順に従い、6.5、4とする。
116	メタン誘導品製造業	2	1	
117	発酵工業	2	1	
118	コールドタル製品製造業	2	1	
119	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	2	1	りん又はその化合物を原料とするものには、それぞれ同欄の順に従い、6.5、4とする。
120	プラスチック製造業	2	1	
121	合成ゴム製造業	2	1	
122	有機化学工業製品製造業（整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。）	2	1	
123	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの	2	1	
124	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの	2	1	
125	合成繊維製造業	2	1	
126	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	2	1	
127	石けん・合成洗剤製造業	2	1	

128	界面活性剤製造業（前項に掲げるものを除く。）	2	1	
129	塗料製造業	2	1	
130	印刷インキ製造業	2	1	
131	医薬品原薬・製剤製造業	2	1	医薬品原薬製造工程（りん又はその化合物を原料として使用するものに限る。）にあっては、りん含有量は、4とする。
132	医薬品製剤製造業	2	1	
133	生物学的製剤製造業	2	1	
134	生薬・漢方製剤製造業	2	1	
135	動物用医薬品製造業	2	1	
136	火薬類製造業	2	1	
137	農薬製造業	2	1	
138	合成香料製造業	2	1	
139	香料製造業（前項に掲げるものを除く。）	2	1	
140	化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業	2	1	
142	ゼラチン・接着剤製造業（にかわ製造業を含む。）	2	1	
143	写真感光材料製造業	2	1	
144	天然樹脂製品・木材化学製品製造業	2	1	
145	イオン交換樹脂製造業	2	1	
146	化学工業（整理番号102の項から前項までに掲げるものを除く。）	2	1	
147	石油精製業	2	1	
148	潤滑油製造業（前項に掲げるものを除く。）	2	1	
149	コークス製造業	2	1	
150	石油コークス製造業	2	1	
151	自動車タイヤ・チューブ製造業	2	1	
152	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの	2	1	
153	ゴム製品製造業（前2項に掲げるものを除く。）	2	1	
154	なめし革製造業	2	1	
155	毛皮製造業	2	1	
156	板ガラス製造業	2	1	
157	板ガラス加工業	2	1	

158	ガラス製加工素材製造業		2	1	
159	ガラス容器製造業		2	1	
160	理化学用・医療用ガラス器具製造業		2	1	
161	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業		2	1	
162	ガラス繊維（長繊維に限る。）・同製品製造業		2	1	
163	ガラス繊維・同製品製造業（前項に掲げるものを除く。）		2	1	
164	ガラス・同製品製造業（整理番号156の項から前項までに掲げるものを除く。）		2	1	
165	生コンクリート製造業		2	1	
166	コンクリート製品製造業		2	1	
167	セメント製品製造業（前2項に掲げるものを除く。）		2	1	
168	黒鉛電極製造業		2	1	
169	砕石製造業		2	1	
170	鉱物・土石粉砕等処理業		2	1	
172	うお菓製造業		2	1	
173	高炉による製鉄業		2	1	
175	フェロアロイ製造業		2	1	
176	高炉によらない製鉄業（前項に掲げるものを除く。）		2	1	
178	製鋼・製鋼圧延業（転炉（単独転炉を含む。）又は電気炉（単独電気炉を含む。）によるものに限る。）		2	1	
179	熱間圧延業（整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。）		2	1	
180	冷間圧延業（整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。）		2	1	
181	冷間ロール成型形鋼製造業		2	1	
182	鋼管製造業		2	1	
183	伸鉄業		2	1	
184	磨棒鋼製造業		2	1	
185	引抜鋼管製造業		2	1	
186	伸線業		2	1	
187	フリキ製造業		2	1	
188	亜鉛鉄板製造業		2	1	
189	めっき鋼管製造業		2	1	
190	めっき鉄鋼線製造業		2	1	
191	表面処理鋼材製造業（整理番号187の項		2	1	

	から前項までに掲げるものを除く。）				
192	鍛鋼製造業		2	1	
193	鍛工品製造業		2	1	
194	鋳鋼製造業		2	1	
195	鋳鉄鋳物製造業（次項及び整理番号197の項に掲げるものを除く。）		2	1	
196	鋳鉄管製造業		2	1	
197	可鍛鋳鉄製造業		2	1	
198	鉄粉製造業		2	1	
199	鉄鋼業（整理番号173の項から前項までに掲げるものを除く。）		2	1	
200	非鉄金属製造業		2	1	
201	電気めっき業		2	1	りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものにあつては、りん含有量(1)の欄の値は、4とする。
202	金属製品製造業（前項に掲げるものを除く。）		2	1	(1) 溶融めっき工程（りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあつては、りん含有量(1)の欄の値は、4とする。 (2) アルマイト加工工程（りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあつては、りん含有量(1)の欄の値は、8とする。
203	一般機械器具製造業		2	1	
204	電子回路製造業		2	1	
205	電子部品・デバイス・電子回路製造業（前項に掲げるものを除く。） 電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業		2	1	民生用電気機械器具製造工程（りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあつては、りん含有量(1)の欄の値は、6とする。
206	輸送用機械器具製造業		2	1	自動車・同付属品製造工程（りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあつては、りん含有量(1)の欄の値は、4とする。
207	精密機械器具製造業		2	1	
208	ガス製造工場		2	1	
209	下水道業		2	1.5	(1) 標準活性汚泥法その他

223	以下のものに限る。)	し尿処理業（し尿浄化槽に係るものを除く。）	3	1	技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽を高度に処理し、それにより、好気性消化法、嫌気性消化法、好気性消化法、湿式酸化法又は活性汚泥法により処理するもの（1.1.1）の欄の値は、3、1とする。
224		ごみ処理業	4	2	
225		廃油処理業	4	2	
226		産業廃棄物処理業（前項に掲げるものを除く。）	4	1	
227		死亡獣畜取扱業	4	2	
228		と畜場	4	2	
229		中央卸売市場	4	2	
230		地方卸売市場	4	2	
231		試験研究機関（水質汚濁防止法施行規則第1条の2に掲げるものをいう。）	4	2	
232	前各項に分類されないもの	(1) 金属鉱業に係るもの (2) 衣類・その他の繊維製品製造業に係るもの (3) 石こう製品製造業に係るもの (4) 上水道業又は工業用水道業に係るもの (5) 生活排水に係るもの（日平均排水量400m ³ 以上のもの） (6) 生活排水に係るもの（日平均排水量400m ³ 未満のもの） (7) (1)から(6)までに分類されないもの	1 5 1 1 5 5 1	1 1 1 1 2 2 1	

210	空瓶卸売業		4	2	
211	共同調理場（学校給食法第6条に規定する施設をいう。）		4	2	
212	弁当仕出屋又は弁当製造業		4	2	
213	飲食店		4	2	
214	宿泊業		4	2	
215	リネンサプライ業		5	1	
216	洗濯業（前項に掲げるものを除く。）		5	1	
218	写真業（写真現像・焼付業を含む。）		4	2	
219	自動車整備業		4	2	
220	病院		4	2	
221	し尿浄化槽（建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が501人以上のものに限る。）		4	2	この表は、他の区分の欄に規定する表又は第3項第2号に規定する表の技術上の基準を満たすし尿浄化槽を高度に処理し、それにより、好気性消化法、嫌気性消化法、好気性消化法、湿式酸化法又は活性汚泥法により処理するもの（1.1.1）の欄の値は、3、1とする。
222	し尿浄化槽（建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が201人以上500人		4	2	この表は、他の区分の欄に規定する表又は第3項第2号に規定する表の技術上の基準を満たすし尿浄化槽を高度に処理し、それにより、好気性消化法、嫌気性消化法、好気性消化法、湿式酸化法又は活性汚泥法により処理するもの（1.1.1）の欄の値は、3、1とする。

資料 3-19 汚濁負荷量の測定手法（化学的酸素要求量・窒素含有量・りん含有量）

計測方法・頻度	適用条件 (事業規模等)	日平均排水量	日平均排水量	用水の量と特定排水との関係が明らか		その他 (差し引き方法)
		400m ³ /日以上	400m ³ /日未満	400m ³ /日以上	400m ³ /日未満	
汚染状態の計測方法 ∧ 化学的酸素要求量・窒素含有量・りん含有量 ∨ mg/l ∧ ∨	(1) 水質自動計測法	○	○	—	—	○
	(2) コンポジットサンプラー及び指定計測法 (※)	(1)によることが技術的に適当でない場合 その他(1)によりがたいと認められる場合可能	○	—	—	(1)によることが技術的に適当でない場合その他(1)によりがたいと認められる場合可能
	(3) 指定計測法 (※) 1日3回以上試料採取	都道府県知事が定める場合可能	○	—	—	都道府県知事が定める場合可能
	(4) 水質簡易測定法 1日3回以上試料採取	同上	○	—	—	同上
排水量 ∧ m ³ /日 ∨	(1) 流量計・流速計 (2) 積算体積計	○	○	○	○	○
	(3) 簡易な計測方法	都道府県知事が定める場合可能	○	—	○	都道府県知事が定める場合可能
測定頻度	毎日		200～400m ³ /日 : 7日に1回以上 100～200m ³ /日 : 14日に1回以上 50～100m ³ /日 : 30日に1回以上			
	知事が定める場合		緩和可能			

※指定計測法：昭和46年9月環境庁告示第64号に掲げる方法

資料3-20 県条例による上乗せ排水基準

1 化学的酸素要求量 (COD)

(1) 指定地域特定施設以外に特定施設がある1日当たりの最大の水量が50m³以上である工場又は事業場の排水 (単位: mg/l)

区分	区域	業種	基準		許容限度		基準適用期	
			日間平均	最大	日間平均	最大		
既設	県下全域	金属鉱業、非金属鉱業又は非鉄金属製造業に係るもの	通常排水量1万m ³ 以上/日	10	15	S51. 1. 1		
			通常排水量5千m ³ 以上1万m ³ 未満/日	15	20			
			通常排水量5千m ³ 未満/日	20	30			
		食料品製造業に係るもの	畜産食料品製造業 (食鳥処理加工業を除く。)に係るもの	通常排水量5千m ³ 以上/日	50	70	S51. 1. 1	
				飲料製造業 (清酒製造行及び蒸留酒製造業を除く。)に係るもの	50	70		
			農産保存食料品製造業に係るもの (ジュース原液の製造を行うものに限る。)	通常排水量5千m ³ 以上/日	50	70		
				通常排水量5千m ³ 未満/日	100	130		
			弁当製造業に係るもの	60	80	H元. 10. 1		
		その他のもの	100	130	S51. 1. 1			
		繊維工業 (衣服その他の繊維製品製造業を除く。)に係るもの	通常排水量1万m ³ 以上/日	10	15	S51. 7. 1		
			通常排水量1万m ³ 未満/日	100	130			
		木材及び木製品製造業 (家具製造業を除く。)に係るもの			70	100	S57. 7. 16	
		パルプ・紙及び紙加工品製造業に係るもの	パルプ製造業に係るもの	セミケミカルパルプの製造を行うもの	通常排水量23万m ³ 以上/日	70	100	S51. 7. 1
					通常排水量20万m ³ 以上23万m ³ 未満/日	80	110	
					通常排水量20万m ³ 未満/日	90	120	
				クラフトパルプの製造を行うもの	通常排水量11万5千m ³ 以上/日	70	100	S51. 1. 1
					通常排水量10万m ³ 以上11万5千m ³ 未満/日	80	110	
					通常排水量10万m ³ 未満/日	90	120	
			その他のもの			50	70	
			紙製造業に係るもの	マニラ麻又は植物鞣皮繊維を原料とするもの	通常排水量1万m ³ 以上/日	65	90	S52. 4. 1
					通常排水量5千m ³ 以上1万m ³ 未満/日	70	100	
					通常排水量2千m ³ 以上5千m ³ 未満/日	90	120	
					通常排水量2千m ³ 未満/日	100	130	
				未使用パルプを原料とするもの	通常排水量5千m ³ 以上/日	40	55	
		通常排水量3千m ³ 以上5千m ³ 未満/日			50	70		
		通常排水量3千m ³ 未満/日		55	75			
		その他のもの		通常排水量4万m ³ 以上/日	40	55		
その他のもの	通常排水量2万m ³ 以上4万m ³ 未満/日	60		80				
	通常排水量1万m ³ 以上2万m ³ 未満/日	65		90				
	通常排水量5千m ³ 以上1万m ³ 未満/日	70	100					
	通常排水量3千m ³ 以上5千m ³ 未満/日	80	110					
	通常排水量3千m ³ 未満/日	90	120					
その他のもの			50	70				

既設	県下全域	化学工業に係るもの	有機化学工業製品製造業に係るもの	アクリロニトリルの製造を行うもの	通常排水量30万m ³ 以上/日	20	25	S51. 7. 1		
				通常排水量30万m ³ 未満/日	25	35				
				合成ゴム製造業に係るもの	通常排水量5千m ³ 以上/日	10	15			
					通常排水量5千m ³ 未満/日	50	70			
			発酵工業製品製造業に係るもの				50	70	S51. 1. 1	
			その他のもの	通常排水量15万m ³ 以上/日	10	15				
				通常排水量15万m ³ 未満/日	15	20				
			化学繊維製造業（レーヨン製造業及びアセテート製造業に限る。）に係るもの	通常排水量10万m ³ 以上/日	20	30	S51. 7. 1			
				通常排水量10万m ³ 未満/日	30	40				
			その他のもの	通常排水量5千m ³ 以上/日	10	15	S51. 1. 1			
		通常排水量5千m ³ 未満/日		20	30					
		石油精製業に係るもの				10	15	S51. 1. 1		
		弁当仕出屋				60	80	H元. 10. 1		
		飲食店				60	80			
		サービス業に係るもの	その他のもの	し尿処理施設（指定地域特定施設であるし尿浄化槽を除く。）を設置するもの			30	40	S51. 7. 1	
				その他のもの	洗たく業に係るもの		100	130	S51. 1. 1	
					その他のもの	通常排水量30万m ³ 以上/日	20	25	S57. 7. 16	
						通常排水量15万m ³ 以上30万m ³ 未満/日	25	35		
						通常排水量1千m ³ 以上15万m ³ 未満/日	50	70		
				通常排水量1千m ³ 未満/日	100	130				
				酸又はアルカリによる表面処理施設を設置するもの				20	30	S51. 1. 1
				共同調理場				40	60	H元. 10. 1
				し尿処理施設のみを設置するもの				30	40	S51. 7. 1
				下水道終末処理施設を設置するもの	活性汚泥法、標準散水濾床法その他これらと同程度に下水を処理することができる方法により処理するもの			20	30	H51. 1. 1
		高速散水濾床法、モディファイド・エアレーション法その他これらと同程度に下水を処理することができる方法により処理するもの			50	70				
その他のもの（水質汚濁防止法施行令別表第1第1号の2の施設を設置するものを除く。）	通常排水量5千m ³ 以上/日			10	15	S51. 1. 1				
	通常排水量5千m ³ 未満/日			20	30					
新設	県下全域	し尿処理施設のみを設置するもの			25	35	S49. 7. 19			
		下水道終末処理施設を設置するもの			20	30				
		その他のもの	通常排水量2千m ³ 以上/日		10	15				
			通常排水量1千m ³ 以上2千m ³ 未満/日		15	20				
通常排水量1千m ³ 未満/日			20	30						

(2) 指定地域特定施設のみを設置する1日当たりの最大の水量が50m³以上である工場又は事業場の排水(単位: mg/l)

区分	区域	準業種	基		基準適用期
			許容限度	許容限度	
			日間平均	最大	日
既設	瀬戸内海地域	処理対象人員が201人以上500人以下のし尿浄化槽	60	80	H6. 4. 1
新設	瀬戸内海地域	処理対象人員が201人以上500人以下のし尿浄化槽	25	35	H3. 7. 16

2 ノルマルヘキサン抽出物質含有量、浮遊物質（SS）、生物化学的酸素要求量（BOD）、銅含有量（単位：mg/l）

区域	基準 業種			項目	許容限度		基準適用期 日
					日間平均	最大	
新居浜海域	全業種			ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	3.0		S47. 1. 16
四国中央水域	パルプ又は紙製造業に係るもの	セミケミカルパルプ製造設備を有するもの	通常排水量20万m ³ 以上/日	SS	40	50	S48. 6. 24
			通常排水量20万m ³ 未満/日	SS	50	70	
		クラフトパルプ製造業に係るもの	通常排水量10万m ³ 以上/日	SS	40	50	S48. 6. 24
			通常排水量10万m ³ 未満/日	SS	50	70	
	食料品製造業に係るもの	通常排水量5千m ³ 以上/日		SS	50	60	S47. 1. 20
		通常排水量5千m ³ 未満/日		SS	70	90	
	その他のもの（水質汚濁防止法施行令別表第1第1号の2の施設を設置するものを除く。）			SS	70	90	S48. 6. 24
			ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）	10			
し尿処理施設を設置するもの（指定地域特定施設であるし尿浄化槽のみを設置するものを除く。）			BOD	30	—		
銅山川水域	鉱山に係るもの			銅含有量	2.0		S48. 6. 24
四国中央水域を除く全公共用水域	紙製造業に係るもの	マニラ麻又は植物靱皮繊維を原料とするもの	通常排水量1万m ³ 以上/日	SS	60	80	S52. 4. 1
			通常排水量5千m ³ 以上1万m ³ 未満/日	SS	65	90	
			通常排水量2千m ³ 以上5千m ³ 未満/日	SS	70	100	
			通常排水量2千m ³ 未満/日	SS	75	105	
		未使用パルプを原料とするもの	通常排水量5千m ³ 以上/日	SS	40	55	S51. 3. 23
			通常排水量3千m ³ 以上5千m ³ 未満/日	SS	50	70	
			通常排水量3千m ³ 未満/日	SS	55	75	
		その他のもの	通常排水量4万m ³ 以上/日	SS	35	45	S51. 3. 23
			通常排水量2万m ³ 以上4万m ³ 未満/日	SS	55	75	
			通常排水量1万m ³ 以上2万m ³ 未満/日	SS	60	80	
通常排水量5千m ³ 以上1万m ³ 未満/日	SS		65	90			
			通常排水量3千m ³ 以上5千m ³ 未満/日	SS	70	100	
			通常排水量3千m ³ 未満/日	SS	75	105	

※1日当たりの平均的な排水の量が50m³以上である工場又は事業場に係る排水について適用。ただし、し尿処理施設を設置する工場又は事業場にあつては、1日当たりの平均的な排水の量が50m³未満のものについても適用する。

資料 3-21 市町別の特定事業場数

(令和 4 年 3 月末現在)

法令 区分 市町名	水質汚濁防止法		瀬戸内海環境保全 特別措置法		愛媛県公害 防止条例	合計
	排水量 50m ³ /日以上	排水量 50m ³ /日未満	排水量 50m ³ /日以 上	排水量 50m ³ /日未満		
四国中央市	9	224	51	1	5	290
新居浜市	7	218	19	0	8	252
西条市	11	347	28	1	12	399
今治市	32	332	19	0	10	393
上島町	6	40	0	0	4	50
松山市	25	587	61	4	13	690
東温市	3	83	6	1	3	96
久万高原町	5	88	0	0	3	96
伊予市	5	78	9	0	2	94
松前町	5	62	8	0	1	76
砥部町	15	43	3	0	1	62
内子町	1	125	4	0	2	132
大洲市	9	314	13	0	6	342
八幡浜市	7	92	7	0	2	108
伊方町	6	142	2	0	1	151
西予市	11	385	6	0	6	408
宇和島市	7	395	6	2	4	414
松野町	1	24	0	0	0	25
鬼北町	7	50	0	0	2	59
愛南町	9	93	2	3	5	112
計	181	3,722	244	12	90	4,249

備考：排水量は、平均水量である。

水質汚濁防止法第 5 条第 3 項にかかる特定事業場は除く。

資料3-22 排水基準の概要

区分	法律・条例	基準	項目	工場・事業場の種類	規制区域等
濃度規制 (排水基準)	水質汚濁防止法	一律 排水基準	有害物質(28項目)	全特定事業場	県下全域
				有害物質使用特定事業場 (地下浸透規制)	
				指定地域特定施設 ^(注) を 設置する特定事業場	瀬戸内海流入区域
			生活環境項目 (15項目)	排水量通常 50m ³ /日以上 の特定事業場	県下全域 ※窒素・磷は以下のとおり。 窒素：瀬戸内海流入区域 磷：瀬戸内海流入区域及 び大渡ダム(高知県) 流入区域
				指定地域特定施設 ^(注) を 設置する排水量通常 50 m ³ /日以上の特 定事業場	瀬戸内海流入区域
			愛媛県 公害防止条例	上乗せ 排水基準	化学的酸素要求量 (COD)
	指定地域特定施設 ^(注) を 設置する排水量最大 50 m ³ /日以上の特 定事業場	瀬戸内海流入区域			
	浮遊物質(S S)	排水量通常 50m ³ /日以上 の特定事業場			四国中央水域流入区域(畜産 を除く。)及び県下全域の製 紙工場
	ノルマルキサン抽出物質 (鉱油類)	〃			新居浜海域流入区域
	〃 (動植物油脂)	〃			四国中央水域流入区域
	銅含有量	鉱山に係るもの			銅山川水域流入区域
	生物化学的酸素要求量 (BOD)	し尿処理施設			四国中央水域流入区域(指定 地域特定施設 ^(注) のみを設置 するものを除く。)
	有害物質(9項目)	排水施設を設置する特 定事業場			横出し 排水基準
総量規制	水質汚濁防止法	総量規制 基準	COD、窒素、磷	排水量通常 50m ³ /日以上 の特定事業場	瀬戸内海流入区域
				指定地域特定施設 ^(注) を 設置する排水量通常 50 m ³ /日以上の特 定事業場	

(注) 瀬戸内海流入区域に設置される処理対象人員が201人以上500人以下のし尿浄化槽

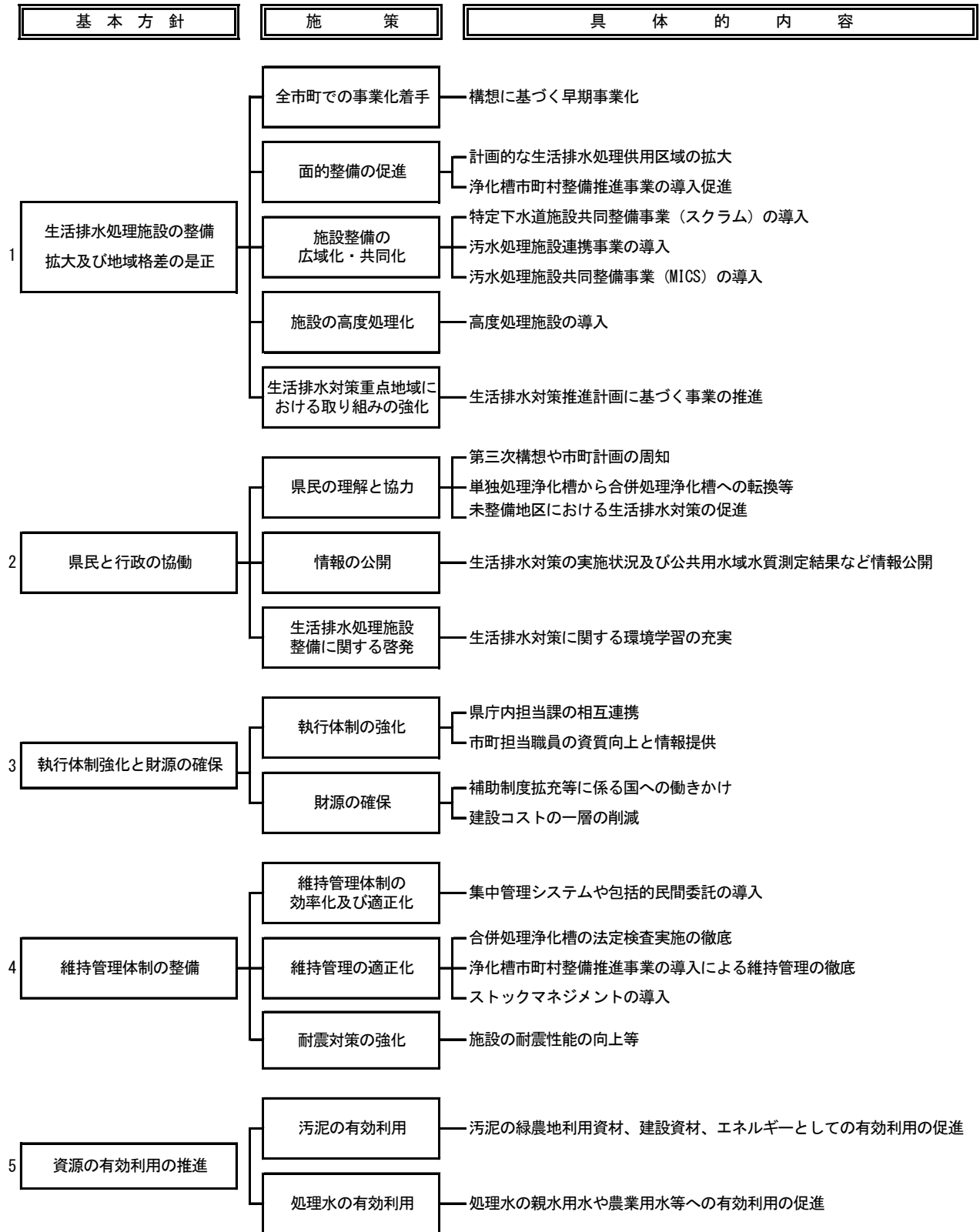
資料3-23 ゴルフ場自主水質検査結果（令和3年）

種別	農薬名	成分名	調査 検体数	基準 超過数	検出 濃度 (mg/L)	排水中の濃度		
						水濁指針値 (mg/L)	水産指針値 (mg/L)	
殺菌剤	イカルガ35SC	チフルザミド	1	0	0.005	0.37	1.4	
	オブテインフロアブル	ペンフルフェン	1	0	<0.001	0.53	0.1	
	クルセイダーフロアブル	テブコナゾール	1	0	<0.001	0.77	2.6	
	シバンバPROフロアブル	アズキシストロビン		2	0	<0.01	4.7	0.28
					<0.028			
		ヘキサコナゾール	1	0	<0.001	0.12	2.9	
	セレンターフ顆粒水和剤	ペンシクロン	1	0	<0.001	1.4	1	
	トップグラスドライフロアブル	チオファネートメチル	1	0	<0.001	3	1	
ポリオキシシズ水和剤	ポリオキシシズD亜鉛塩	1	0	<0.001	未審議 ^{※1}	4		
殺虫剤	アセルプリン	クロラントラニリブロール	1	0	<0.001	6.9	0.029	
	スティンガーフロアブル	フルベンジアミド	1	0	<0.001	0.45	0.058	
	ダイアジノン粒剤5	ダイアジノン	1	0	<0.00007	0.05	0.00077	
	タフスティンガーフロアブル	フルベンジアミド	1	0	<0.001	0.45	0.058	
	ナイスイーグルSC	クロルフルアズロン	1	1	0.00048 ^{※2}	0.87	0.00029	
	フルスウィング	クロチアニジン	1	0	<0.002	2.5	0.028	
	除草剤	アーザラン液剤	アシュラム	4	0	<0.001	10	90
0.005								
<1								
<1								
アシュラスター液剤		アシュラム	4	0	0.001	10	90	
					0.017			
					0.034			
					<1			
アダッシュ顆粒水和剤		プロピザミド	2	0	<0.001	0.5	4.7	
					0.021			
アルテミストフロアブル		アトラジン	1	0	0.002	未審議 ^{※1}	1.5	
イデトップフロアブル		トリアジフラム	3	0	<0.001	0.23	2.5	
					0.001			
インプールDF		ハロスルフロメチル	2	0	<0.005	2.6	0.05	
					<0.005			
ウィードロック		オリザリン	1	0	<0.001	1	0.75	
エイゲン水和剤		ピリプチカルブ	1	0	<0.001	0.23	0.1	
カーブSC		プロピザミド	1	0	0.003	0.5	4.7	
クサブロック		プロジアミン	1	0	<0.0005	1.7	0.0046	
コンクルード顆粒水和剤		フルポキサム	7	0	<0.001	0.21	2.3	
	<0.001							
	<0.001							
	<0.001							
	0.001							
	0.002							
ザイトロンアミン液剤	トリクロビルトリエチルアンモニウム	1	0	<0.001	0.06	86		
スペクタクルフロアブル	インダジフラム	1	0	<0.001	0.5	0.71		
ソリストSC	ピロキサスルホン	2	1	<0.001	0.5	0.0074		
				0.019 ^{※2}				
ディクトラン乳剤	ジチオピル	1	0	<0.001	0.095	0.56		
ハーレイDF	リムスルフロ	1	0	<0.001	未審議 ^{※1}	9.8		
フェナックスフロアブル	オキサジアルギル	1	0	<0.001	0.2	0.073		
フルハウスフロアブル	オキサジクロメホン	1	0	<0.024	0.24	8.3		
モニュメント顆粒水和剤	トリフロキシスルフロ	1	0	<0.001	未審議 ^{※1}	0.28		

※1 「未審議」とは、審議が行われていないことから、指針値が設定されていないことを示す。

※2 水産指針値超過

資料 3 - 24 第三次愛媛県全県域生活排水処理構想の推進施策の体系



資料 3-25 生活排水処理施設別の汚水処理人口及び普及率

生活排水処理施設の種類	基準年度 (平成 23 年度末)	令和 3 年度末 実績	目標 (令和 4 年度末)
行政人口 (千人)	1,441	1,334	1,324
下水道 (千人)	707 (49.0%)	756 (56.7%)	769 (58.1%)
農業集落排水施設 (千人)	40 (2.8%)	33 (2.5%)	32 (2.4%)
漁業集落排水処理施設 (千人)	5 (0.4%)	3 (0.2%)	3 (0.2%)
簡易排水施設 (千人)	0.03 (0.002%)	0.03 (0.002%)	0.03 (0.002%)
コミュニティ・プラント (千人)	6 (0.4%)	1 (0.1%)	1 (0.1%)
合併処理浄化槽 (千人)	282 (19.5%)	302 (22.6%)	317 (24.0%)
汚水処理人口合計 (千人) (汚水処理人口普及率)	1,040 (72.1%)	1,095 (82.1%)	1,122 (84.8%)

※第三次愛媛県全県域生活排水処理構想 (平成 30 年 3 月中間見直し)

※ () 内の%は、行政人口に対する生活排水処理施設別の割合

資料 3-26 水道水質基準

番号	項目	基準値 (mg/ℓ)	番号	項目	基準値 (mg/ℓ)
1	一般細菌	100個/㎖以下	27	総トリハロメタン	0.1以下
2	大腸菌	検出されないこと	28	トリクロロ酢酸	0.03以下
3	カドミウム及びその化合物	0.003以下	29	ブロモジクロロメタン	0.03以下
4	水銀及びその化合物	0.0005以下	30	ブロモホルム	0.09以下
5	セレン及びその化合物	0.01以下	31	ホルムアルデヒド	0.08以下
6	鉛及びその化合物	0.01以下	32	亜鉛及びその化合物	1.0以下
7	ヒ素及びその化合物	0.01以下	33	アルミニウム及びその化合物	0.2以下
8	六価クロム化合物	0.02以下	34	鉄及びその化合物	0.3以下
9	亜硝酸態窒素	0.04以下	35	銅及びその化合物	1.0以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	36	ナトリウム及びその化合物	200以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	37	マンガン及びその化合物	0.05以下
12	フッ素及びその化合物	0.8以下	38	塩化物イオン	200以下
13	ホウ素及びその化合物	1.0以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300以下
14	四塩化炭素	0.002以下	40	蒸発残留物	500以下
15	1,4-ジオキサン	0.05以下	41	陰イオン界面活性剤	0.2以下
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	42	ジェオスミン	0.00001以下
17	ジクロロメタン	0.02以下	43	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下
18	テトラクロロエチレン	0.01以下	44	非イオン界面活性剤	0.02以下
19	トリクロロエチレン	0.01以下	45	フェノール類	0.005以下
20	ベンゼン	0.01以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3以下
21	塩素酸	0.6以下	47	pH値	5.8以上8.6以下
22	クロロ酢酸	0.02以下	48	味	異常でないこと
23	クロロホルム	0.06以下	49	臭気	異常でないこと
24	ジクロロ酢酸	0.03以下	50	色度	5度以下
25	ジブロモクロロメタン	0.1以下	51	濁度	2度以下
26	臭素酸	0.01以下			